

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第十九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の百七十五」を「百分の二百五」に改め、同条第二号中「百分の六十五」を「百分の七十五」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の二百五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附 則

1 この規則中第一条の規定は平成二十六年十二月二十五日から、第二条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。